

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」の成立及び公布等に関する会長談話

当会は、平成28年12月26日に、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（いわゆるテロ等組織犯罪準備罪）法案を国会に提出することに反対する会長声明を出した。

しかるところ、同法案は本年度の通常国会に提出され、その内容が思想・良心の自由、プライバシー権、通信の秘密及び表現の自由等に対して過度な制約となる可能性を含むものであるため、十分かつ慎重な審議がなされるべきであるにもかかわらず、それがなされないまま、国会会期末を目前にした平成29年6月15日に、参議院本会議において、参議院法務委員会の中間報告がなされた上で、同委員会の採決が省略されるという異例で強引な手続きにより、本会議の採決が行われ、成立した。

このような異例な手続きによって成立したことに関して抗議したい。

また、本法律は同月21日に公布され、同年7月11日に施行を予定されているが、運用次第によっては国民の権利を過度に制約する危険性をはらむものであるため、施行後は、本法律が拡大解釈によって恣意的に運用されないよう注視する必要があることをここに申し述べる。

平成29年6月23日

愛媛弁護士会

会長 高橋直人

